

第351回教育研究評議会議事要録

1. 日時 令和3年2月16日(火) 13:35~15:15
2. 場所 大会議室(一部web参加)
3. 出席者 三浦学長、塩谷理事・副学長、二見理事・副学長、
三上理事・事務局長、谷副学長、佐野副学長、塘副学長、
朝賀人間発達文化学類長、中村評議員、初澤評議員
鈴木行政政策学類長、高橋評議員、福島評議員
貴田岡経済経営学類長、末吉評議員、福富評議員
神長評議員、長橋評議員
生源寺食農学類長、荒井評議員、金子評議員
小野原基盤教育主管、難波環境放射能研究所長
【オブザーバー】高橋理事、緑川理事、上井監事、橋本監事
4. 欠席者 佐藤共生システム理工学類長

5. 議事

【確認事項】

三浦学長から、佐藤共生システム理工学類長が体調不良により欠席のため、「教育研究評議会の成立要件に係る学類長の欠席時の取扱いについて(申し合わせ)」(平成16年12月7日教育研究評議会)に基づき、神長評議員が共生システム理工学類長代理として出席することについて説明があり、確認された。

第349回、第350回教育研究評議会議事要録を原案の通り確認した。

【審議事項】

(1) 大学院の改革について

各学類長から、資料5に基づき、大学院の改革に係る複数研究科案の検討状況について報告があり、塩谷理事・副学長から、役員会より各学類へ再検討を要望する論点について説明があった。

引き続き、塩谷理事・副学長から、第349回教育研究評議会(1月19日開催)で示したガバナンス体制について、その後の検討を踏まえた更新内容の説明があった。

質疑応答の中で、経営協議会で出された意見、今後の各研究科と役員会の意見交換会について質問及び要望があり、三浦学長及び塩谷理事・副学長から、経営協議会で出された意見については一つずつに答えていくものではないが、具体的に反映したものがあれば3月の経営協議会で報告すること、意見交換会の開催形式については再度検討することについて説明があった。

また、塘副学長から、第347回教育研究評議会(12月15日開催)にて承認

された、大学院教育プログラム検討ワーキンググループの中間報告があった。

質疑応答の中で、プロジェクト研究に対する支援体制として、新設を検討しているセンターの主な活動分野について質問があり、塘副学長から、どのようなプロジェクトにも対応できるセンターを想定しているため、幅広い分野の力が必要だと考えている旨説明があった。

審議の結果、大学院の改革について継続して議論を進めていくこととして承認され、各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(2) 教員免許・教職課程実施体制の検討について(中間報告)

谷副学長から、資料6に基づき、第348回教育研究評議会(1月5日開催)にて承認された、教員免許・教職課程実施体制に係る検討ワーキンググループの中間報告があった。

審議の結果、教員免許・教職課程実施体制について継続して議論を進めていくこととして承認され、各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

【報告事項】

(1) 食農学類附属発酵醸造研究所の開設について

三浦学長から、資料1に基づき、令和3年4月1日に設置する発酵醸造研究所(仮称)について、令和3年度予定額の教育研究組織整備に係る人件費として、計6名の人件費が計上されたことから、当初予定していたプロジェクト研究所ではなく、「食農学類附属発酵醸造研究所」として開設する旨報告があった。

質疑応答の中で、今後の人件費のポイント制との関連について意見があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(2) 福島大学と福井大学とのクロスアポイントメント制度に関する変更協定の締結について

塩谷理事・副学長から、資料2に基づき、第544回役員会(8月31日開催)で審議・承認された本学と福井大学とのクロスアポイントメント制度について、従事割合の変更及び協定期間の延長に伴い、第556回役員会(2月15日開催)にて、変更協定の締結が承認された旨報告があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

(3) 国立大学法人福島大学と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のクロスアポイントメント制度に関する変更協定の締結について

塩谷理事・副学長から、資料3に基づき、第520回役員会(1月14日開催)にて審議・承認された本学と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構とのクロス

アポイントメント制度について、協定期間の延長に伴い、第556回役員会（2月15日開催）にて、変更協定の締結が承認された旨報告があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。

（4）役員災害補償規程の一部改正について

塩谷理事・副学長から、資料4に基づき、第556回役員会（2月15日開催）にて、役員災害補償規程の一部改正が承認され、同日付で改正したことについて報告があった。

各学類教員会議へ、教職員専用総合案内掲載資料参照の上、報告することとした。